**(大)** 

### 富浦墓地・第二富浦墓地行き 無料墓参バスを運行します 亀田霊園行き

# ≪富浦墓地・第二富浦墓地行きバス時刻表≫

# 若草・幌別地区

#### 停留所 (乗り場) 時間 上鷲別入口 10:00 旭ヶ丘団地 10:01 若草入口 10:02 若草中央 10:03 緑ヶ丘団地 10:04 千代の台団地 10:05 新牛町1丁日 10:06 新生町2丁目 10:07 富岸小学校前 10:08 **行**| 登別若山営業所前| 10:09 総合体育館前 10:11 桜木団地 10:13 緑町2丁目 10:14 10:15 桜木町1丁目 10:17 (旧)阪井商店前※ 山本内科医院前※ 10:21 ヤイコーマート 10:22 登別中央店前※ 10:25 労働福祉センター前 千歳町4丁目 10:26 富浦墓地※ 10:35 第二富浦墓地(葬斎場)※ 10:40 第二富浦墓地(葬斎場)※ 11:35 11:40 富浦墓地※

# 幌別・登別地区

1	停留所(乗り場)	時間	
	明日中等前	10:00	
	西小学校前	10:01	
	市民会館前	10:02	
	幌別ホームストアー	10:03	
	社宅十字街	10:04	
	中央町5丁目	10:05	
	幌別小学校前	10:06	
_	東小学校前	10:08	
行	ソーダー工場前	10:09	
	クリンクルセンター前	10:10	
き	幸町3丁目	10:12	
C	すずらん団地	10:13	
	富浦駅前	10:15	
	登別駅前	10:20	
	登別	10:21	
	登別中学校前	10:22	
	登別小学校前	10:23	
	富浦墓地※	10:25	
	第二富浦墓地(葬斎場)※	10:30	
帰	第二富浦墓地(葬斎場)※	11:25	
ij	富浦墓地※	11:30	

墓前の供物などは、カラスやキツネな どが食い荒らし、お墓の周りを汚しま すので、必ずお持ち帰りください。

# 美園・上鷲別・鷲別地区

1	停留所(乗り場)	時間	
	札幌トヨタ上鷲別寮前※	10:00	
	松木商店前※	10:03	
	鷲別中学校前	10:08	
	鷲別小学校前	10:09	
	東鷲別	10:10	
	はまなす団地	10:11	
行	帝国酸素	10:13	
	西富岸	10:14	
き	富岸	10:16	
٥	開発局前	10:17	
	あかしや団地	10:19	
	幌別本町	10:23	
	市役所入口	10:24	
	富浦墓地※	10:30	
	第二富浦墓地(葬斎場)※	10:35	
帰	第二富浦墓地(葬斎場)※	11:30	
1)	富浦墓地※	11:35	

表の※は、道南バス 停留所以外の乗り場 です。

# ≪亀田霊園行きバス時刻表≫

### 【行き】 富岸2丁目バス停 (イオン登別店前)

- ① 8 時30分 ⑤10時30分
- ② 9 時00分 ⑥11時00分
- ③ 9 時30分 ⑦11時30分
- 410時00分 ⑧12時00分



# 【帰り】 亀田霊園

- ① 8 時45分 ⑤10時45分
- ② 9 時15分 ⑥11時15分
- ③ 9 時45分 ⑦11時45分
- ④10時15分 ⑧12時30分

#### 市民サービスグループ(☎852139) 問い合わせ

# 8月1日から

# ~ 後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ ~

# 『減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)』の 長期入院の算定対象が拡大しました

住民税非課税世帯の方は、市に申請すると『減額認定証』が交付され、医療機関などの窓口で提示す ることで、入院や外来のときに一定額以上支払う必要がなくなり、入院時の食事代も減額されます。

### 入院したときの食事代と医療費

区分			食事療養標準負担額 (1食)	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
3割	現役並み	が所得者	260円	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%
1割	一般			12,000円	44,400円
	区分Ⅱ	90日までの入院	210円	8,000円	24,600円
		90日を超える入院	160円		
	区分I		100円		15,000円

<sup>※</sup>療養病床では食費が異なります。

#### 長期入院該当の方

次の条件を満たす方は長期入院該当となり、申請した翌月から食事代の減額対象となります(1 食当たり210円が160円に減額されます)。

- ①現在、区分Ⅱの限度額認定証を持っている、または、以前加入していた保険で減額認定証(70歳 以上の方は区分Ⅱの減額認定証)が交付されていた方
- ②過去12カ月の入院日数が90日を超える方
- ※以前加入していた保険で、減額認定証を交付されていた期間の入院日数が90日を超えている場合、 後期高齢者医療制度加入と同時に申請をすることにより、引き続き減額認定証(長期)が交付さ
- ※70歳以上の方は、減額認定(区分Ⅱ)を受けていた期間の入院日数のみ、長期入院認定の算定対 象となります。申請をする際は、減額認定証の有効期限などに注意してください。

### 申請に必要なもの

- ・被保険者証、印鑑、入院日数を確認できるもの (領収書など)
- ※以前加入していた保険で、限度額適用認定を受け ていた期間の入院日数と、後期高齢者医療に加入 し限度額適用認定を受けた期間の入院日数を合算 して90日を超える場合、領収書の他に前保険者の 減額認定証が必要になります。

### 問い合わせ

年金・長寿医療グループ (**28**) 2 1 3 7)

北海道後期高齢者医療広域連合 (2011 - 290 - 5601)

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当を 受給している方へ

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、現況届・ 所得状況届の提出が必要です。必ず期間中に提出してください。 ※各手当の受給者には手続き書類を郵送します。

※提出がない場合、8月分以降の手当が支給停止となります。

#### ●児童扶養手当受給者

8月1日 金~9月1日 月 に『児童扶養手当現況届』 を提出

# ●特別児童扶養手当受給者

8月11日(月)~9月10日(水) に『特別児童扶養手当所 得状況届』を提出

#### 受け付け場所

- ●子育てグループ
- ●出張受け付け
  - 8月20日/約10時~12時 登別温泉ふれあいセンター
  - 8月21日休13時~16時 鷲別公民館
  - 8月22日 金10時~12時 婦人ヤンター

問い合わせ 子育てグループ **(28)** 5 6 3 4)